（情報通信の技術を利用した承諾の取得）

第八十四条の五　令第十五条第一項（同条第三項及び第四項において準用する場合を含む。）の国土交通省令で定める方法は、次に掲げるものとする。

一　電子情報処理組織を使用する方法のうち、イ又はロに掲げるもの

イ　相手方の使用に係る電子計算機から電気通信回線を通じてマンション管理業者の使用に係る電子計算機に令第十五条第一項の承諾又は同条第二項の申出（以下この項において「承諾等」という。）をする旨送信し、当該電子計算機に備えられたファイルに記録する方法

ロ　マンション管理業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された前条に規定する電磁的方法の種類及び内容を電気通信回線を通じて相手方の閲覧に供し、当該電子計算機に備えられたファイルに承諾等をする旨を記録する方法

二　磁気ディスク等をもって調製するファイルに承諾等をする旨を記録したものを交付する方法

２　前項各号に掲げる方法は、マンション管理業者がファイルへの記録を出力することにより書面を作成することができるものでなければならない。

（法第七十三条第一項第八号の国土交通省令で定める事項）

第八十五条　法第七十三条第一項第八号の国土交通省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

一　管理受託契約の当事者の名称及び住所並びに法人である場合においては、その代表者の氏名

二　マンション管理業者による管理事務の実施のため必要となる、マンションの区分所有者等の行為制限又はマンション管理業者によるマンションの区分所有者等の専有部分への立入り若しくはマンションの共用部分（区分所有法第二条第四項に規定する共用部分をいう。）の使用に関する定めがあるときは、その内容

三　法第七十七条に規定する管理事務の報告に関する事項

四　マンションの滅失し又は毀損した場合において、管理組合及びマンション管理業者が当該滅失又は毀損の事実を知ったときはその状況を契約の相手方に通知すべき旨の定めがあるときは、その内容

五　宅地建物取引業者からその行う業務の用に供する目的でマンションに関する情報の提供を要求された場合の対応に関する定めがあるときは、その内容

六　毎事業年度開始前に行う当該年度の管理事務に要する費用の見通しに関する定めがあるときは、その内容

七　管理事務として行う管理事務に要する費用の収納に関する事項

八　免責に関する事項

（マンション管理適正化推進行政事務の処理の開始の公示）

第百五条　法第百四条の二第三項の規定による公示は、次に掲げる事項について行うものとする。

一　マンション管理適正化推進行政事務の処理を開始する旨

二　マンション管理適正化推進行政事務の処理を開始する日

（マンション管理適正化推進行政事務の引継ぎ）

第百六条　都道府県知事は、法第百四条の二第四項に規定する場合においては、次に掲げる事務を行わなければならない。

一　引き継ぐべきマンション管理適正化推進行政事務を町村の長に引き継ぐこと。

二　引き継ぐべきマンション管理適正化推進行政事務に関する帳簿及び書類を町村の長に引き渡すこと。

三　その他町村の長が必要と認める事項を行うこと。

（情報通信の技術を利用した承諾の取得）

第八十四条の五　令第十条第一項（同条第三項及び第四項において準用する場合を含む。）の国土交通省令で定める方法は、次に掲げるものとする。

一　電子情報処理組織を使用する方法のうち、イ又はロに掲げるもの

イ　相手方の使用に係る電子計算機から電気通信回線を通じてマンション管理業者の使用に係る電子計算機に令第十条第一項の承諾又は同条第二項の申出（以下この項において「承諾等」という。）をする旨送信し、当該電子計算機に備えられたファイルに記録する方法

ロ　マンション管理業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された前条に規定する電磁的方法の種類及び内容を電気通信回線を通じて相手方の閲覧に供し、当該電子計算機に備えられたファイルに承諾等をする旨を記録する方法

二　磁気ディスク等をもって調製するファイルに承諾等をする旨を記録したものを交付する方法

２　前項各号に掲げる方法は、マンション管理業者がファイルへの記録を出力することにより書面を作成することができるものでなければならない。

（法第七十三条第一項第八号の国土交通省令で定める事項）

第八十五条　法第七十三条第一項第八号の国土交通省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

一　管理受託契約の当事者の名称及び住所並びに法人である場合においては、その代表者の氏名

二　マンション管理業者による管理事務の実施のため必要となる、マンションの区分所有者等の行為制限又はマンション管理業者によるマンションの区分所有者等の専有部分への立入り若しくはマンションの共用部分（建物の区分所有等に関する法律（昭和三十七年法律第六十九号）第二条第四項に規定する共用部分をいう。）の使用に関する定めがあるときは、その内容

三　法第七十七条に規定する管理事務の報告に関する事項

四　マンションの滅失し又は毀損した場合において、管理組合及びマンション管理業者が当該滅失又は毀損の事実を知ったときはその状況を契約の相手方に通知すべき旨の定めがあるときは、その内容

五　宅地建物取引業者からその行う業務の用に供する目的でマンションに関する情報の提供を要求された場合の対応に関する定めがあるときは、その内容

六　毎事業年度開始前に行う当該年度の管理事務に要する費用の見通しに関する定めがあるときは、その内容

七　管理事務として行う管理事務に要する費用の収納に関する事項

八　免責に関する事項

（新設）

（新設）